

平成20年6月26日午後1時15分 判決言渡 103号法廷

平成19年(行ウ)第75号ほか 生活保護変更決定取消請求事件

東京地裁民事第2部 大門 匡裁判長(岩井伸晃裁判長代読) 吉田 徹 倉澤守春

判決骨子

1 当事者

原告 【原告名】 ほか11名 被告 東京都足立区ほか9公共団体

2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣の定めた生活保護基準により、70歳以上で生活保護を受けている者に対して老齢加算に基づく給付がされていたところ、平成16年以来段階的な減額を経て、平成18年3月31日に同基準が改定され、同年4月1日以降は老齢加算に基づく給付が廃止され、当該改定に伴い、住所地を所管する各福祉事務所長から、受給される保護費を減額する旨の保護変更決定(以下「本件各決定」という。)を受けた原告らが、本件各決定は、生活保護法56条を始め、憲法25条、生活保護法1条、3条、8条2項、9条等に違反する違法なものであるとして、各福祉事務所長の帰属する公共団体を被告として、その取消しを求めている事案である。

3 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。

4 理由の骨子

- (1) 生活保護法8条の保護基準を具体的にどのようなものとして設定するかについては、厚生労働大臣の合目的的な裁量にゆだねられており、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなど、憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反し、法によって与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した場合に、それが違法と判断されることになる。

そして、本件のように保護基準を被保護者に不利益に変更することは、憲法25条及びこれを受けた生活保護法の各規定の趣旨・目的に反する結果となる

危険を内包しているから、上記裁量違反の有無を判断するに当たっては、当該変更につき、その変更の内容・程度のみならず、変更の検討及び実施の過程を含めて、生活保護法56条にいう不利益に変更する場合の「正当な理由」があることを基礎付ける事情が吟味される必要がある。

- (2) 老齢加算の根拠として、従来、教養費、保健衛生費及び嗜好品に係る支出において、70歳以上の高齢者には特殊な特別需要があり、同高齢者の消費支出が多いとの実態調査結果の数値がこれを裏付けるものとされていた。そして、原告らは、このような事情に変化はないことを前提として、もはや上記特別需要が存在しないとする被告らの主張につき、その検証方法等における問題指摘に加え、原告らの具体的生活状況に基づいて、詳細な批判及び立証をする。

以上を踏まえて、上記(1)の判断の基本的枠組みに従い、老齢加算導入の経緯及びその後の推移、この間の生活保護制度の動向、老齢加算廃止に至る経緯、当事者双方の主張を基礎付ける資料等を子細に検討した結果、①国民一般及び低所得者層の各単身高齢者の消費水準について、60歳ないし69歳の者と70歳以上の者とを比較すると、後者は前者を下回っていること、②70歳以上の単身無職者について、低所得者層の消費水準と老齢加算を除いた生活扶助基準額とを比較すると、前者は後者を下回っていることが認められ、これらのことは、70歳以上の高齢者の被保護者において、老齢加算を付加しなければならない特別の需要がないことを基礎付ける相応に合理的な根拠といえる。また、生活扶助基準の本体ともいうべき基準生活費ではなく、それに付加される老齢加算が問題とされている本件では、その導入の経緯及びその後の推移に照らせば、上記を主要な根拠としてその減額・廃止をしても、現実の生活条件を無視した著しく低い基準を設定したとまではいえない。この点は、原告らの具体的生活状況を勘案しても覆らないものであって、厚生労働大臣が老齢加算を減額・廃止した保護基準の改定に裁量違反の違法があったとは認められないといわざるを得ず、同改定に伴い行われた本件各決定も適法であるということになる。